



2025 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 萩原電気ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 木村 守孝
(コード：7467、東証プライム・名証プレミアム市場)
問合せ先 常務執行役員 長谷川 政行
(TEL. 052-931-3553)

臨時株主総会の開催及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 29 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、2025 年 12 月 11 日（木）に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 9 月 30 日（火）を基準日と定める旨をお知らせいたしました。本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会の開催並びに「株式移転計画承認の件」、「定款一部変更の件」及び「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「佐鳥電機株式会社と萩原電気ホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成に関するお知らせ」にてお知らせいたしました共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法による共同持株会社の設立に伴うものであります。

1. 本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案について

(1) 本臨時株主総会の開催日時・場所（予定）

開催日時 2025 年 12 月 11 日（木）午前 10 時
開催場所 名古屋市東区東桜二丁目 2 番 1 号 高岳パークビル 5 階
当社本社会議室

(2) 本臨時株主総会の付議議案

第 1 号議案 株式移転計画承認の件
詳細につきましては、本日別途開示しております「佐鳥電機株式会社と萩原電気ホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成に関するお知らせ」をご参照ください。
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

2. 定款の一部変更について

(1) 本定款一部変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 11 条（基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記第 1 号議案が承認され、且つ 2026 年 4 月 1 日（水）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社の 1 名のみとなりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 11 条（基準日）を全文削除

するとともに、現行定款第 12 条以下の条数を 1 条ずつ繰り上げるものです（かかる定款の一部変更を、以下「本定款一部変更」といいます。）

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第 1 号議案（株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに本株式移転の効力が発生することを条件として、2026 年 4 月 1 日（水）にその効力を生じるものといたします。

（ご参考）

2026 年 3 月期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第 25 条第 1 項（本定款一部変更後の第 24 条第 1 項）に従い、2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、当社からお支払いする予定です。

(2) 本定款一部変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

（変更箇所の下線を付しております。）

現行定款	変更案
第 1 条～第 10 条 （条文省略）	第 1 条～第 10 条 （現行どおり）
<u>（基準日）</u> 第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿 に記録された株主をもって、定時株 主総会において権利を行使すること ができる株主とする。	（削除）
第 12 条～第 26 条 （条文省略）	第 11 条～第 25 条 （現行どおり）

(3) 本定款一部変更の日程

取締役会決議日	2025 年 10 月 14 日（火）
本臨時株主総会決議日	2025 年 12 月 11 日（木）（予定）
本定款一部変更の効力発生日	2026 年 4 月 1 日（水）（予定）

3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定について

本日別途開示しております「譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上